

土壌汚染情報公開台帳

(案件No. 14255)

整理番号	111- 0009	調整年月日・契機	令和3年4月12日 (環境確保条例第116条第1項)			
所在地	大田区南六郷一丁目25番16 (地番) 大田区南六郷一丁目14番5号 (住居)					
訂正年月日・契機						
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	新栄クリーニング (令和2年12月31日廃止)	面積	55.4	m ² (汚染地)	98.87	m ² (調査)
汚染状況調査の方法について特筆すべき事項						
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容						
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)						
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨 (健康被害の恐れがある場合は、その旨)						
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨 (埋立地の特例地域に該当する場合は、その旨)						
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は 形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨						
備考		同一単位区画内のため、対象地境界における地下水調査の結果は、代表地点の結果と兼ねた。				
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者	
	令和3年3月29日	テトラクロロエチレン	溶出量基準		イズミ環境サービス株式会社	

